

宮古市営建設工事等公正入札調査委員会運営要領

平成 18 年 2 月 24 日

市 長 決 裁

改正平成 19 年 3 月 26 日

改正平成 27 年 10 月 28 日

改正平成 30 年 4 月 1 日

1 趣旨

市営建設工事等公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）は、市営建設工事の入札の適正を期すため、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報が寄せられた場合及びその他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合に的確な対応を行うものとする。

2 調査審議事項

委員会は、工事等について入札談合に関する情報が寄せられた場合及びその他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合には、次に掲げる事項を調査し審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報に関すること。
- (2) 事情聴取の実施等談合情報の事実の確認に関すること。
- (3) 入札延期その他の工事等について入札談合に関する情報があつた場合の対応に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応に関すること。

3 構成

委員会は、副市長を委員長とし、総務部長、契約管財課長及び入札談合に関する情報に係る工事等を所掌する課等の長をもって構成する。ただし、必要に応じて委員長が指名する職員を構成員に加えることができるものとする。

委員会は、必要に応じ委員長が指名する委員長代理を置くことができるものとする。

4 会議

委員長は、契約管財課長から入札談合に関する情報の報告を受けた場合は、必要に応じて随時会議を開催するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができるものとする。

5 庶務

委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。